

# 観光地エリア景観計画策定マニュアル

令和元年 10 月

静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課

# 目 次

1	策定の背景と目的	1
2	エリア計画の位置付け	5
3	エリア計画の概要	6
4	策定主体	6
5	策定の流れ	6
	(1) 箇所の選定	8
	(2) 地域景観ミーティング	9
	(3) エリア計画（案）の作成	10
	(4) 市町の景観計画との整合	12
	(5) 計画の策定・公表	13
6	エリア計画策定後の事務	13
	(1) 施設設計時チェックシートの提出	14
	(2) 施設完成時チェックシートの情報提供	14
	(3) エリア計画の変更	15

## 【添付資料】

- ・ 作成例
- ・ チェックシート
- ・ 様式第1号、第2号
- ・ 参考資料
  - (1) 地域景観ミーティングの進め方
  - (2) 観光地エリア景観計画策定に係る流れ
  - (3) 観光地エリア景観計画策定に係る Q&A
  - (4) 観光地エリア景観計画一覧（令和元年9月末時点）
  - (5) 平成29年通知文「都景第99号平成29年6月6日付 良好な地域景観形成に向けた「観光地エリア景観計画」の策定について（通知）」

## 1 策定の背景と目的

### (1) 観光施設整備が景観を悪くする？

県内各地の観光地では、国内外から訪れる多くの観光客はもちろん、地域の住民も日常的に訪れる自慢の空間となるよう、トイレやベンチなどの必要な施設を整備し、利便性と快適性を高めている。しかし、これらの整備は、必要性が生じ、予算が付いたその都度、単体で整備をしていることから、周囲の景観と調和していないものも見られる。

観光地を、地域の特別な場所として大切に思い、より良くし、グレードを高めていきたいと思うことは、良いことである。しかし、その表現方法が、キャラクターや地域の名産品を形どったトイレや休憩所等の施設をつくり、赤や黄色のタイルがちりばめられたカラフルな遊歩道を整備し、施設の壁面に歓迎の意をこめて、“ようこそ〇〇市へ”あるいは、地域の特産品の写真や絵を書いたりする。これらは、観光地の景観を良くし、グレードを高めていると言えるだろうか。場合によっては、周辺の美しい景観を壊しているのではないだろうか。



ツギハギが目立つ歩道



特産品のPRが、  
周囲の景観から浮いていませんか？

### (2) 観光地を活かす施設整備は、担当者の双肩に！

観光客を迷うことなく目的地に誘導し、観光地の概要や歴史を紹介するために案内看板を設置することも多い。例えば、素晴らしい海の景観が眺望できるビュースポットに、その場所と周辺の案内、注意書きを書いた大きな看板を整備したら、海が見えなくなってしまうという笑えない話もある。また、毎年異なる担当者が、それぞれのセンスで考えたデザインで案内図板を設置したら、一貫性のない同じような内容の看板が乱立して、景観を阻害するばかりでなく、かえって分かりにくくなったということもある。



美しい景観を台無しにする  
案内図板



設置も古く、傾いた看板が、  
眺望を阻害してしまう

このように、観光客を快適にしようと整備した観光施設が、逆に景観を阻害してしまうことがないように、施設整備を行う担当者は、施設単体だけを考えるのではなく、その観光地の大事なものや周辺の景観の特性を理解しなければならぬのである。

### (3) 地域の価値を高める美しい景観

本県には、富士山、駿河湾、浜名湖などの豊かな自然景観、伊豆半島の温泉街や旧東海道の歴史的な街並みの景観、にぎわいのある都市の景観など、さまざまな特性の景観資源がある。美しい自然の風景や街並みといった空間は重要な地域資源である。この空間を美しくすることは、地域の価値を引き上げ、他の地域にはない個性や魅力を引き出す有効な手段である。つまり、市町の顔となる観光地等において、景観を良くし、その活用を図ることは、結果として観光地としての質を高めていくことにつながるのである。



代表的な視点場からの景観を意識した  
富士山眺望



歴史や文化を感じることができる  
趣がある街並み

### (4) 美しい景観・良い景観とは

ここで、良い景観について考えてみたい。例えば、山々の間に川が流れ、川沿いの道路には民家が並び、民家の裏手には樹木に囲まれた古い寺があり、寺の周辺には畑が広がっているような、日本のどこにでもある地域があったとしよう。私たちは、こうした場所を見た時、山、川、道路、民家、樹木、寺社、畑を一体でとらえ美しい景観かどうかを判断している。山だけ、民家だけ、樹木だけとそれぞれ単体で見て景観がいいか悪いかを判断しているわけではない。いくら民家の建物がすばらしくても、周りの山や畑が手入れされず、樹木も枯れ、周辺が荒れ放題であれば、決していい景観だとは思わない。逆に、



茶園、川、遠くに見える建物  
など、自然と暮らしが調和



視界に入るあらゆるものが調和  
した、郷愁を感じられる街並み



いくら周辺の自然、畑が素晴らしくても、その場所にふさわしく思えない奇抜な建物や視界を遮る工作物があれば、その景観はいいとは思えない。良い景観とは、自然、田畑、建物など、ある場所から視界に入るあらゆるものが調和し、美しい空間が形成されている状態といえる。



背後の山並みを借景として、  
周辺の街並みと調和したトイレ



湖の眺望に配慮して設置された案内

#### (5) 観光地の主役は自然景観と暮らし景観

観光客が期待しているものは、この場所ならではの自然景観や田園、街並みなどの暮らしの景観である。担当者が、トイレ、ベンチ等の観光施設を設計する際に、この場所をもっと良くしたいと思いを持って仕事に取り組んでいるのは分かるのだが、良い景観についての認識を誤ると冒頭に記載したようなことになってしまう。地域の特性を活かそうと特産品などをそのままデザインしてしまうと、その施設は周辺の自然、田園、街並みから浮いて、不自然に目立ってしまう。その結果、その場所をきれいにするために取り組んでいる地域の住民や遠方から足を運んでくれた観光客を幻滅させることになってしまうのである。地域の特性を活かすということは、施設を設計する際に、周りの風景と調和した色彩・デザインとすることであり、観光地本来の自然景観や暮らしの景観を引き立てることである。



花木を存分に味わう空間



山、畑、あぜ道、小屋が調和した空間

～ 視界に入るものに、余分なものはいらない ～

## (6) 案内サインは大切な脇役

案内サインは色彩・デザインに加え、立てる本数、場所、向き、高さ等にも配慮する必要がある。観光客の见たいものが何かを考え、それを隠したり、それより目立つことがないように設置しなければならない。

なお、観光地には、案内サインが既に設置されている場合が多いので、設置に当たっては、周辺の設置状況を確認し、表記やデザインに一貫性を持たせることが必要である。それが難しく、デザインを刷新したい場合には、既存の物と統合したり不要なものは撤去する等必要性を良く検討することが必要である。



交差点に乱立していた案内看板を、統一したデザインとして集約化

## (7) 「観光地エリア景観計画」の策定

このように観光施設整備を進めるためには、市町の景観担当課と観光担当課が、その場所が誇りにしているもの、成り立ってきた歴史などその場所の景観特性と今後の観光施設整備について意見を交わし、施設整備を行う場所の景観への認識を共有していきたい。これに有識者の助言を得るとともに、地域住民の意見も踏まえて、その場所の大事にすべきものが引き立つような「観光地エリア景観計画」（以下、「エリア計画」）を策定することが重要である。

### ※参考

静岡県では、公共施設の整備の指針となる「ふじのくに色彩・デザイン指針」を平成23年度に策定し、運用しているので参照願いたい。

静岡県公式ホームページからダウンロードできます。

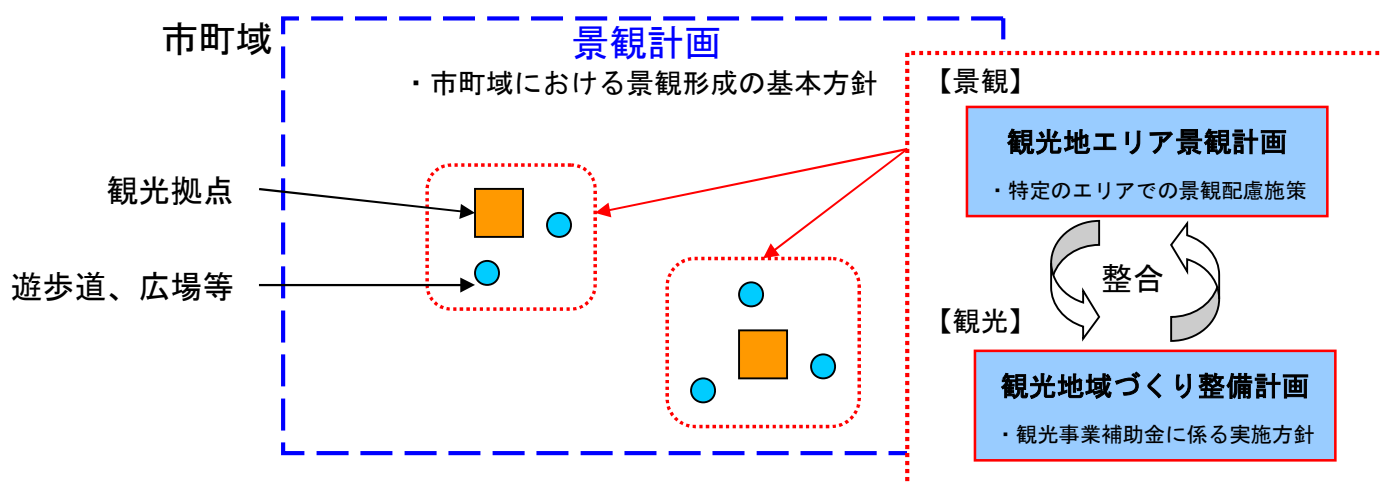
⇒<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530b/fujinokuni-shishin.html>

## 2 エリア計画の位置付け

エリア計画は、本県の景観形成の指針である「ふじのくに景観形成計画」に基づき、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進するため市町が策定する計画である。市町の景観形成に係る基本方針を示した景観計画を基に、さらに特定のエリアで景観配慮施策を定めることは、良好な景観形成に寄与し、長期的な視点で景観に配慮した整備に繋がることが期待できる。

このため、市町の顔となる観光地等での地域景観を構成する観光施設の整備や良好な景観形成に向けた取組などの具体的な筋道を立てるものとして、エリア計画を位置付けている。

なお、市町の観光施設整備を支援する本県の補助金制度である「観光地域づくり整備事業費補助金」は、観光地域づくり整備計画とエリア計画の整合を図ることを求められている。2つの計画があるのは、相互に独立させつつ関連付け、複数の行政部署が景観を活用した地域振興を牽引していくことで、より良い景観づくりと観光施設づくりの双方の実現が可能だからである。



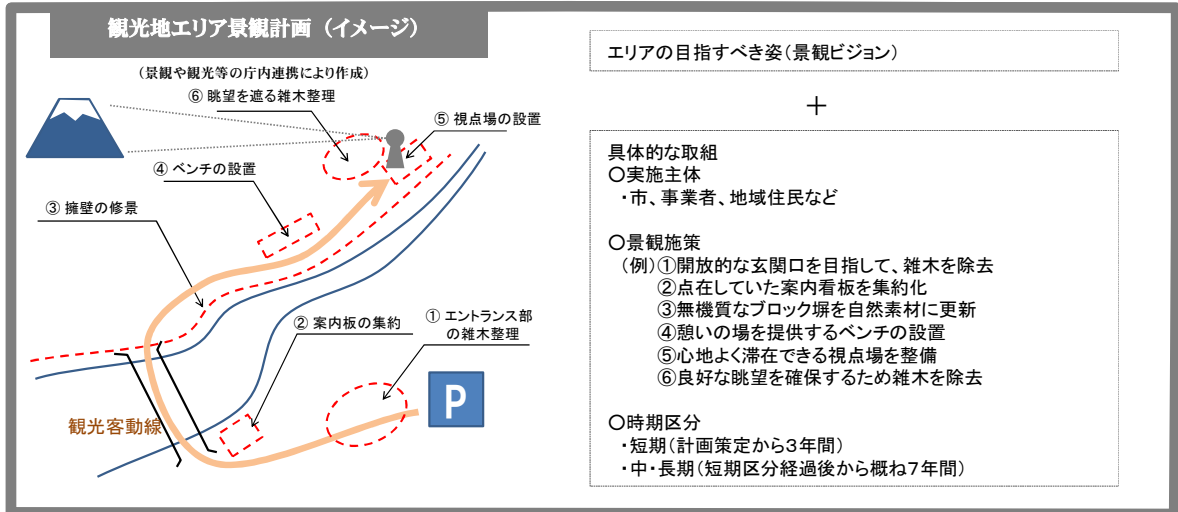
■エリア計画の位置付け

計画名称	観光地エリア景観計画
策定主体	市町
対象区域	① 観光地として積極的に景観形成を図るエリア ② その他重点的に景観形成を図るエリア
期間	短期区分：3年 中・長期区分：7年
策定内容	特定のエリアで、行政・民間・住民それぞれで取り組むべき景観配慮施策

計画名称	観光地域づくり整備計画
所管	観光地域づくり整備事業費補助金
策定主体	市町
対象区域	観光地エリア景観計画と同一の区域
期間	1計画あたり3年
対象経費	工事費、詳細設計費、屋外広告物撤去費
策定内容	交流人口の増加や景観に寄与する観光施設整備の実施方針

### 3 エリア計画の概要

観光客が多く訪れる観光地など、重点的に景観形成を図るべきエリアにおいて、地域住民とともに目指すべき姿（景観ビジョン）やそれに向けた具体施策を示す「観光地エリア景観計画」を市町主体で策定する。エリア計画策定により景観意識の向上が図られ、官民が連携して目指すべき姿を描くことで、場当たりの施設整備ではなく、本来必要な整備を進めることができる。



### 4 策定主体

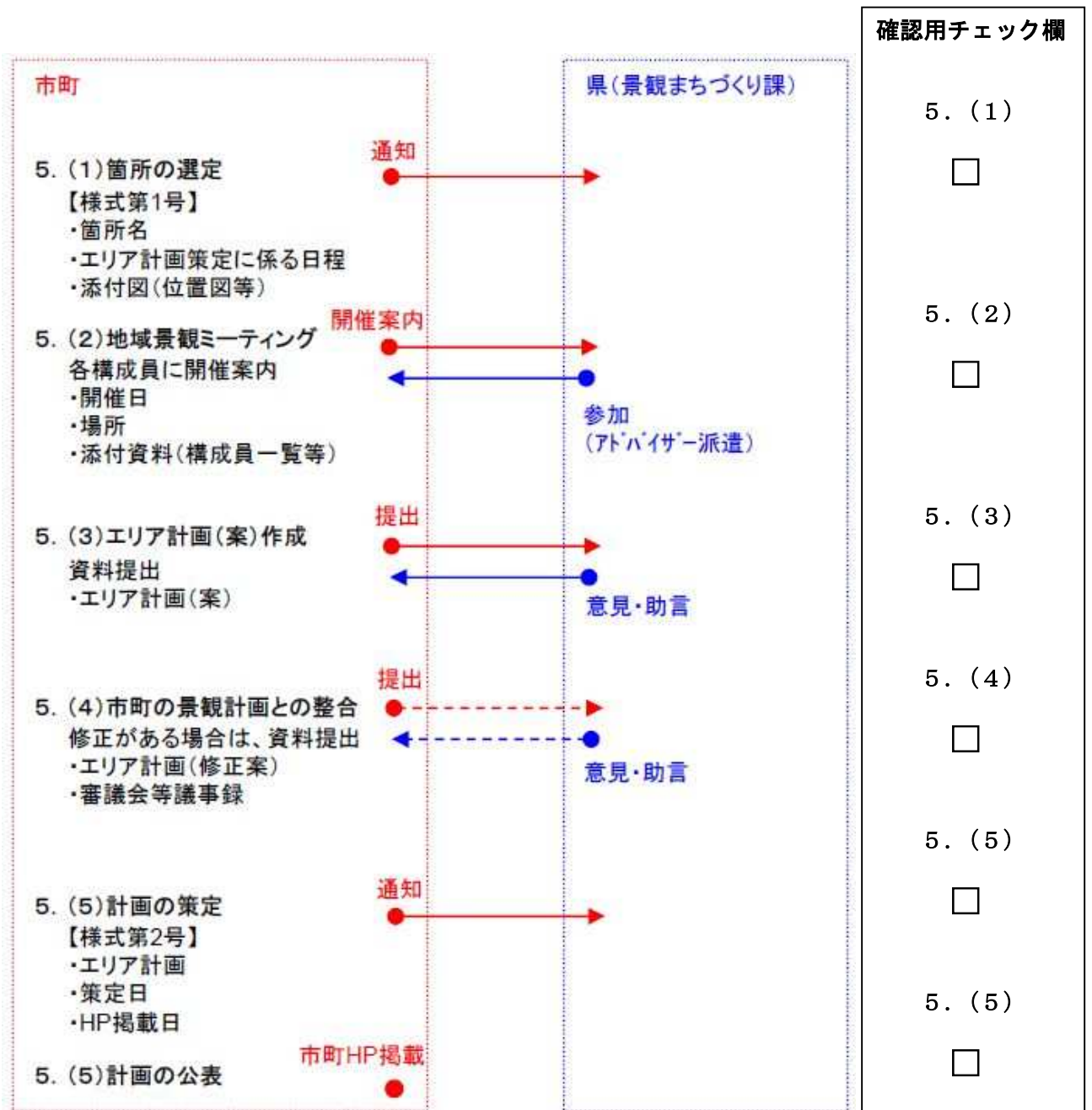
市町（基本的には景観担当課が策定し、観光担当課等と意見調整すること）  
 ・観光担当課等が主体となって策定する場合も、良好な景観形成の観点で策定するように景観担当課が助言・指導するものとする。

### 5 策定の流れ

	項目	内容	備考
(1)	箇所の選定	エリア計画策定箇所の選定	様式第1号
(2)	地域景観ミーティング	各観光地等の景観ビジョンや具体施策について、有識者の助言を受けながら行政と地域住民で検討	参考資料 (1)
(3)	エリア計画(案)の作成	地域景観ミーティングの意見、助言を踏まえて、計画(案)を作成	作成例
(4)	市町の景観計画との整合	市町の景観審議会等の議を経る。	
(5)	計画の決定・公表	(1)～(4)を経て、市町が計画を策定し、公表する。	様式第2号



【全体フロー】



※全体フローに従い、エリア計画の策定に係る手順について段階確認する手法として、確認用チェック欄を活用することが望ましい。

## (1) 箇所の選定

### ア エリアの選定

次の2点のいずれかに該当するエリアを箇所として選定するとともに、県（景観まちづくり課）に通知する（様式第1号参照）。併せて対象エリアの概要、位置図、エリア図も添付する。

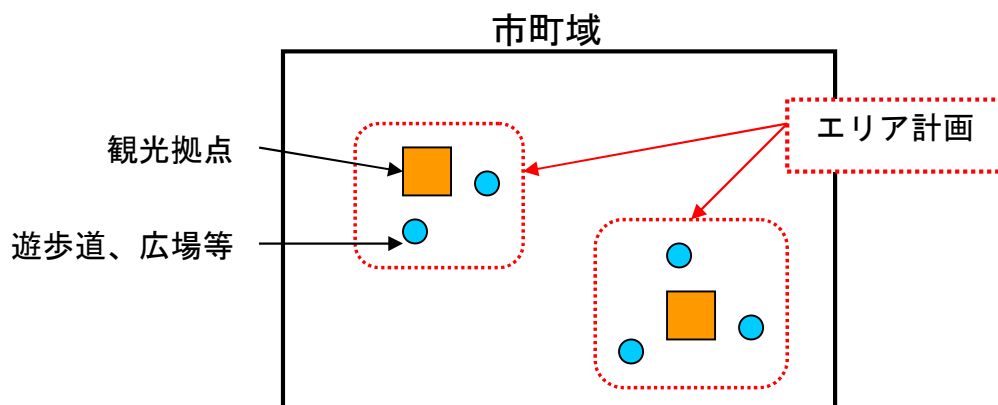
- ① 観光地として積極的に景観形成を図るエリア
- ② その他重点的に景観形成を図るエリア

### イ エリアの設定

エリア設定の考え方は、1つのまとまりのある観光地等及びそのアクセス道路を含めた範囲とする。（基本的には歩行回遊が可能なエリアとする）

#### <良い事例>

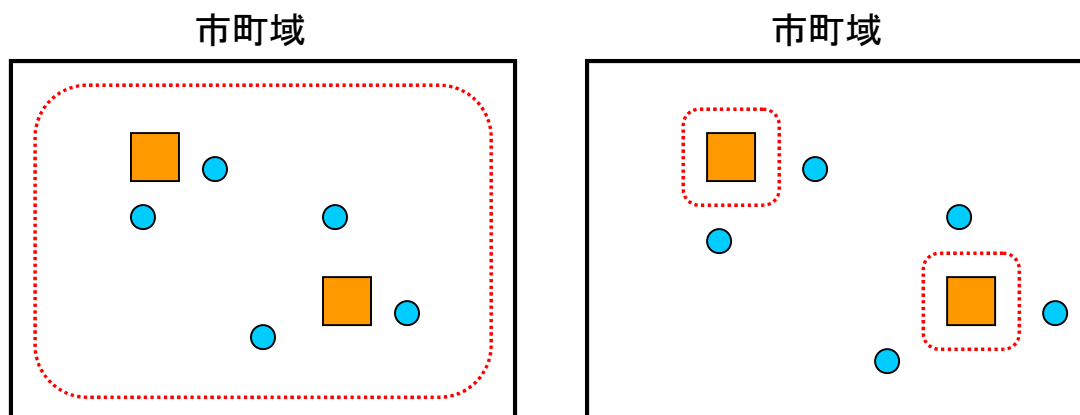
観光拠点と関連する施設の範囲、小学校の校区 等



#### <悪い事例>

行政区域全体、山間部や海岸部全体、関連のないエリアの組合せ、単一の観光拠点や施設 等

※上記範囲設定が困難な場合等、エリア設定に関することは景観まちづくり課に事前に相談すること



## (2) 地域景観ミーティング

### ア 開催目的

エリア計画の策定に向け、地域の個性（歴史・文化、見せたいもの等）の把握や、目指すべき姿（景観ビジョン）や具体施策の検討を行うこと及び地域住民と行政の意識共有を図ること（行政においては景観担当課と観光担当課等との意識共有を図ること）を目的とする。

### イ 構成

以下の機関の実務担当者を選定する。必要に応じて構成員を追加できる。

機関名	所属と人数	役割
市町	景観担当課及び観光担当課等 各 1～2 名程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議進行</li><li>・ 景観担当課と観光担当課の連携</li><li>・ 市関係計画との整合確認</li></ul>
地域住民	実情に応じ必要なキーパーソンを 市町が選定 2～3 名程度 (例) 観光協会、自治会、地域活動団体、施設管理者の代表 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地元精通している人の意見</li><li>・ 景観形成への思い</li></ul>
有識者	市町の景観審議会等景観分野の有識者 1 名程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観の専門的知識</li><li>・ 地元の人が気付かない客観的な意見や助言</li></ul>
県	景観まちづくり課及び所管の土木事務所都市計画課 各 1 名程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議進行補助</li><li>・ 地元の人が気付かない客観的な意見や助言</li><li>・ 県関係計画との整合確認</li></ul>

※有識者の選定にあたっては、県登録の静岡県景観形成推進アドバイザーの派遣も可能です。(派遣を希望する場合は、事前に県景観まちづくり課に相談)

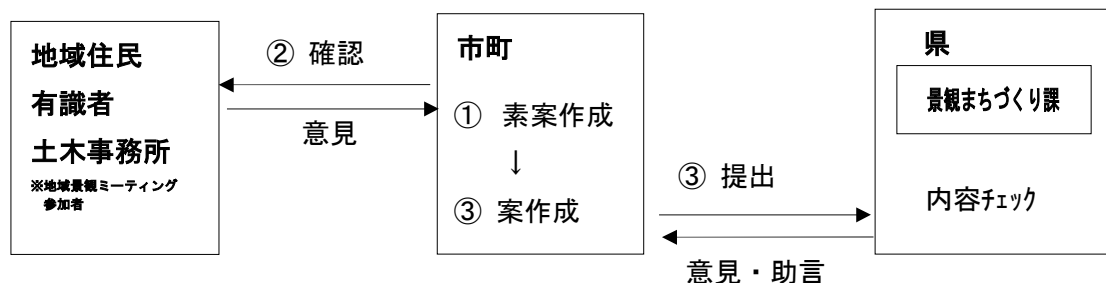
### ウ 事前準備・当日の進め方

詳細については、参考資料(1)「地域景観ミーティングの進め方」を参考に進める。

### (3) エリア計画（案）の作成

#### ア エリア計画（案）の作成手順

地域景観ミーティング（地域住民、有識者、管内土木事務所）の意見を踏まえて、以下①～③の手順を経てエリア計画（案）を作成する。



#### ① 素案の作成

地域景観ミーティング終了後、「作成例」を参考に、市町が地域景観ミーティングによる意見及び助言を集約し、エリア計画の素案を作成する。

#### ② 地域景観ミーティングに参加した地域住民等への確認

市町は①で作成した素案をミーティング参加者である地域住民、有識者、管内土木事務所に提示し、意見を伺う。

#### ③ エリア計画（案）の作成

市町は②を踏まえ、素案を修正し、エリア計画（案）を作成する。市町はエリア計画（案）を県景観まちづくり課に提出する。なお、県景観まちづくり課は内容チェックのうえ、意見・助言を行うものとする。

#### イ エリア計画の構成

エリア計画は、目指すべき景観像の背景から具体的な取組までを簡潔に明示するため、次のとおり構成する。（「作成例」参照）

##### <計画の構成項目>

- ① 表紙
- ② 対象エリアの概要
- ③ 対象エリアの位置図、エリア図
- ④ 景観特性と課題
- ⑤ 目指すべき景観像
- ⑥ 景観目標と景観づくり方針
- ⑦ 景観施策（案）と実施主体・時期
- ⑧ 景観施策（案）のイメージ図

## ウ エリア計画の項目内容

### ①表紙

本計画の内容を端的に示すため、エリア名称、目指すべき景観像、景観特性の見出しを記載し、その特性が一目でわかる写真を掲載する。

### ②対象エリアの概要

対象エリアの概要を示すため、所在地・面積・主要施設・アクセス等を記載するとともに、地形・歴史・文化・観光等の景観要素を踏まえた側面を記載する。

### ③対象エリアの位置図及びエリア図

対象エリアの場所や範囲を示すため、位置図（ $S=1/100,000$ 程度）及びエリア図（ $S=1/10,000$ 程度）を添付する。それぞれ、スケール（縮尺）、方位及び主要な駅・施設名を記載する。

エリア図では、対象エリアの範囲を赤い点線で、アクセスの範囲またはアクセスルートを青い点線で図示する。

### ④景観特性と課題

対象エリアの景観特性<sup>(\*)</sup>を、近景、遠景、自然、人の営みなど様々な角度から2～3程度に分類し、それぞれ見出しを付して内容を記載する。また、景観上の課題を整理し、景観特性の分類ごとに内容を記載する。内容については、景観特性に特化したものとし、景観に配慮すべきハード施設やソフト対策など具体的に記載することが望ましい。

ページ下部に「景観形成の主な課題」を抽出して記載する。なお、景観上の課題は、後に記載する施策と関連付ける。

(\*) 自然(山、湖等)、歴史文化(街道、寺社等)、生活産業(温泉街、棚田等)、眺望等

### ⑤目指すべき景観像

目指すべき景観像<sup>(\*)</sup>として、キャッチフレーズを設定する。また、キャッチフレーズ設定根拠や景観目標など、地域住民の視点や有識者からの意見を整理したものを記載する。

(\*) 景観面から捉えた地域の「売り」、「見せたいもの」、「守っていききたいもの」等

### ⑥景観目標と景観づくり方針

景観特性ごとに、目指すべき景観像に沿った形で景観目標を設定する。また、景観目標ごとに景観づくり方針を、景観目標より具体的な内容で設定する。（項目数は任意。後に記載する施策の分類を踏まえて設定）



## ⑦景観施策（案）と実施主体・時期

⑥で示した方針ごとに景観目標に向けた景観施策（案）及びその実施主体を短期、中・長期に区分し整理する。短期の景観施策（案）は、景観に配慮する事項を明記し、「チェックシート」を参考に、具体的な手法を引用する。

また、後に添付する景観施策（案）のイメージ図にて引用を分かりやすくするため、施策(案)ごとにナンバリングする。

短期、中・長期は、以下のとおりの区分とする。

短期：エリア計画策定の次年度から3年間

中・長期：短期区分経過後から概ね7年間（エリア景観策定次年度から概ね10年目まで）

## ⑧景観施策（案）のイメージ図

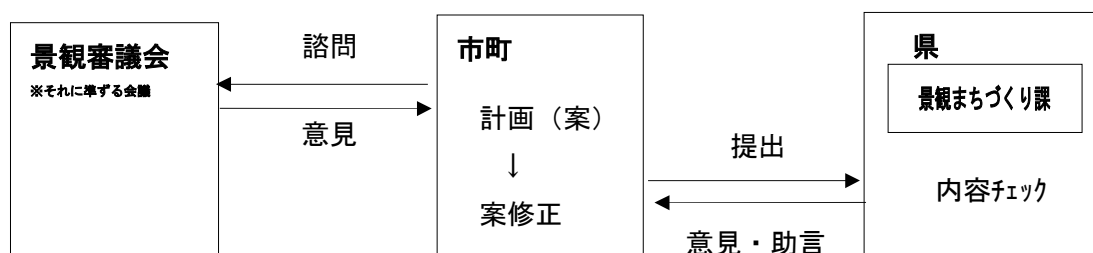
エリア図に景観施策を行う箇所及び⑦で示した施策をナンバーと合わせて記載する。また、エリア全体に係る施策は、空きスペースにまとめて記載する。なお、短期と中・長期の景観施策（案）は、それぞれの文字を色分けして明示する。

スケール（縮尺）、方位、凡例及び主要な駅・施設名を記載する。

## （4）市町の景観計画との整合

市町の景観計画との整合を図るため、市町が有する景観審議会もしくはそれに準ずる会議<sup>(\*)</sup>においてエリア計画の議を経る。

(\*) この場合は事前に県景観まちづくり課に相談するものとする。それに準ずる会議とは、地域景観ミーティングの構成員（県は除く）にて行う会議等。ただし、市町の景観まちづくりとの整合を図るため、有識者は市町の都市計画審議会等景観まちづくり分野の有識者（1名程度）とすることが望ましい。



市町は景観審議会等の意見を踏まえ、エリア計画（案）に修正がある場合は、県景観まちづくり課に提出する。併せて景観審議会議事録も添付する。なお、県景観まちづくり課は内容チェックのうえ、意見・助言を行うものとする。

## (5) 計画の策定・公表

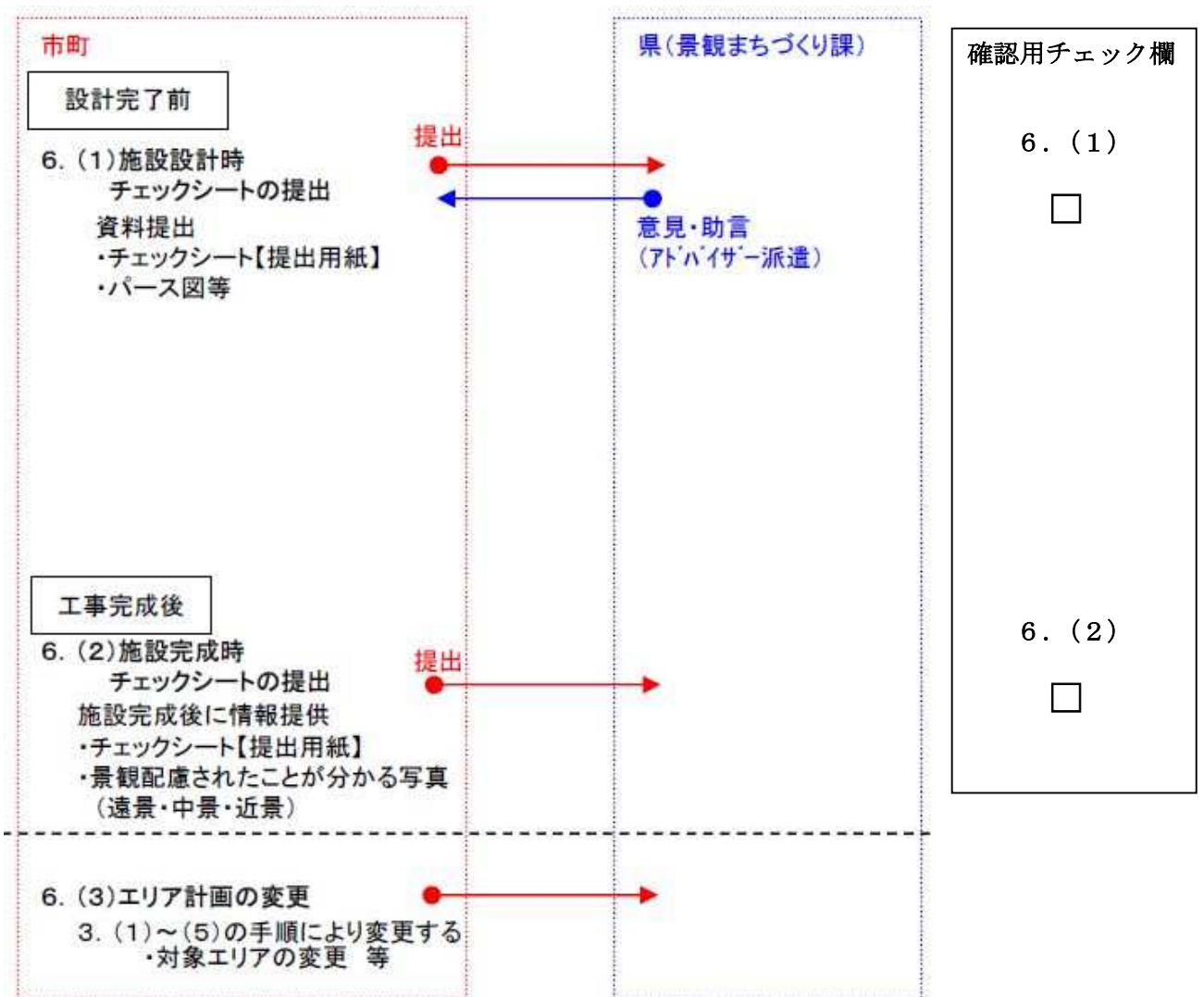
(1)～(4)を経たうえで、市町が計画を策定する。策定された計画は各市町のホームページで公表を行うとともに、県（景観まちづくり課及び管内土木事務所）に通知を行う。（様式第2号参照）

## 6 エリア計画策定後の事務

エリア計画の実効性を高めるためには、景観施策が計画に定められた景観配慮事項に則って実施しているか確認するための仕組みが必要である。

この仕組みとしては、施設整備の設計時に景観チェックを実施することが重要であり、次の(1)～(3)の手順により観光地等の良好な景観形成に向けた進行管理を行う。

### 【全体フロー】

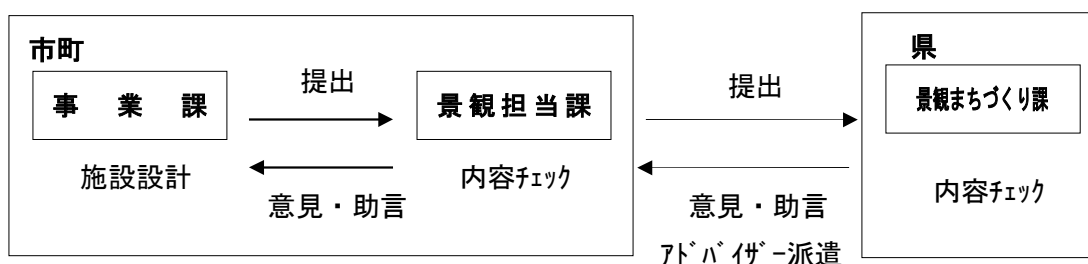


※全体フローに従い、エリア計画策定後の事務に係る手順について段階確認する手法として、確認用チェック欄を活用することが望ましい。

## (1) 施設設計時チェックシートの提出

エリア計画に基づき、周辺景観と調和した施設設計がされているか確認を行うため、エリア計画に基づく施設整備の設計<sup>(\*)</sup>が完了する前に、市町（景観担当課）から県景観まちづくり課に「チェックシート（提出用紙）」を提出する。併せて施設が分かる資料（パース図等、無い場合は現況写真と設計図面で景観のイメージがつくもの）も添付する。下表のとおり施設設計に対して県と市の景観チェック体制を確立するものとする。

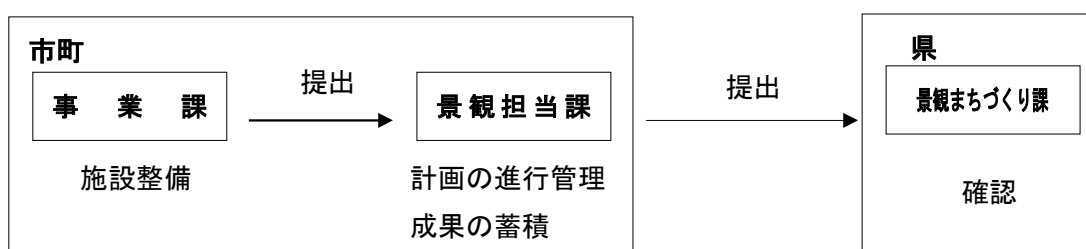
(\*) 施設整備の設計を要しない場合（ベンチ等の既製品の設置など）も、同様な取扱いとする。



施設整備の設計に当たっては、県登録の静岡県景観形成推進アドバイザーの派遣も可能です。（派遣を希望する場合は、事前に県景観まちづくり課に相談）

## (2) 施設完成時チェックシートの提出

エリア計画に基づき、周辺景観と調和した施設整備がされているか確認を行うため、エリア計画に基づく施設整備が完成した際に、市町（景観担当課）から県景観まちづくり課に「チェックシート（提出用紙）」を提出する。併せて景観配慮されたことが分かる写真（施設整備前後の遠景・中景・近景）も添付する。



施設設計及び施設完成時チェックシートは、「観光地域づくり整備事業補助金」を活用した事業については必ず県景観まちづくり課に提出すること。  
なお、それ以外の事業についても、チェックシートを活用されたい。

### (3) エリア計画の変更

以下の場合に、エリア計画を変更する。

- ① 景観施策（案）を変更・追加する必要が生じた場合
- ② 対象エリアを変更する場合

①については、P.7全体フローの5.（2）から（5）の手順により、変更する。また、②については、5.（1）から（5）の手順により変更する。その他の変更については、事前に県景観まちづくり課に相談するものとする。